

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

平成21年度において、事業所等の新設等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加した事業所等は、次のとおりである。

区 分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置 又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の廃止 により号別区分 から削除したも の	水産総合研究センター八戸漁業用海岸局	11号	21.4.1	21.5.13
	工業総合研究センター (同弘前地域技術研究所、 同八戸地域技術研究所を 含む。) 弘前高等技術専門校つがる分校 八戸工科学院三沢校 農林総合研究センター (同グリーンバイオセンタ ー、同畑作園芸試験場、 同フラワーセンター、同 りんご試験場、同畜産試 験場、同林業試験場を含 む。) 農 業 大 学 校 水産総合研究センター (同増養殖研究所、同内水 面研究所及び各試験船を 含み、同八戸漁業用海岸 局を除く。) ふるさと食品研究センター (同下北ブランド研究開発 センター及び同農産物加 工指導センターを含む。)	12号		

2 事業所調査

労働基準監督機関としての職権行使の一環として、職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、次のとおり事業所調査を実施した。

- 1 調査実施期間 平成21年9月
- 2 調査対象事業所数 9事業所（知事部局4、教育委員会1、警察本部4）
（12号事業所1、官公署8）
- 3 調査項目 勤務時間・休憩時間・時間外勤務・宿日直勤務・母性保護等・安全衛生管理体制・健康管理・機械の管理状況・衛生基準

4 調査結果

(1) 労働基準法関係

- ・許可内容と異なる宿日直勤務体制 [1]

(2) 労働安全衛生法関係

- ・衛生管理者資格不備 [2]
- ・衛生管理者選任届未提出 [1]
- ・月1回以上の衛生委員会の開催不実施 [1]
- ・有機溶剤等健康診断結果報告書の未提出 [2]
- ・有機溶剤等業務に係る人体に与える作用等の事項不揭示 [1]
- ・作業環境測定等未実施 [2]

※ [] は、問題点が見受けられた事業所数である。

3 その他の職権行使の状況

平成21年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容		件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定		0	0	労働基準法第20条
時間外労働・休日労働に関する協定届	新 規	30	30	" 第36条
	更 新	82	82	
断続的な宿直又は日直勤務許可		0	0	" 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	4 4	4 4	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	6	6	〃 第13条
定期健康診断結果報告	8 3	6 3	〃 第52条
機械等設置届	2	1	〃 第88条
労働者死傷病報告	1 4	1 1	〃 第97条
ボイラー設置届	1	1	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	1	1	ボイラー及び圧力容器安全規則第14条
ボイラー使用再開検査	1	1	ボイラー及び圧力容器安全規則第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	4 8	2 6	〃 第30条の3
特定化学物質等健康診断結果報告	3	2	特定化学物質等障害予防規則第41条
高気圧業務健康診断結果報告	0	0	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	3	2	電離放射線障害防止規則第58条